

## バーゼルⅡ 第3の柱:銀行にとっての課題

2007年から開始されたバーゼルⅡ第3の柱については、「IFRS第7号」とともに、銀行の資本充足度、リスク管理、リスク測定に関するディスクロージャーを大きく拡大しています。以下では、バーゼルⅡ第3の柱についての主要問題とこの開示義務履行で銀行が直面する課題や、これに取り組むために銀行が次に取るべき重要ステップに関して、プライスウォーターハウスクーパースのクリストフ・カデュー(日本)、モニカ・マース(オランダ)が作成した論文を紹介します。

ここ数年国際会計審議会(IASB)、バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)は、おのおの「IFRS第7号」といわゆる「バーゼルⅡ・第3の柱」により、市場に対する報告の改善に向けて大きく前進しました。特に第3の柱の目的は、第1の柱と第2の柱の要求事項を補足する有効な対市場開示により市場規律を向上させることにあります。この目的に向けて第3の柱は相当量の新しい対市場開示要求を導入しました。それは銀行がその資本構成、資本充足度、リスク管理、リスク測定に関して外部向けに公表する情報量の著しい増加を意味します。

### 第3の柱、より良い市場への報告に向けた大きな一歩

IFRS第7号は2007年1月1日以降開始する報告期間から適用されました。2007年時点ですでにバーゼルⅡを適用していた銀行は第3の柱のデータの公表義務を負うこととなりました。2008年1月時点でバーゼルⅡを適用した欧州銀行の大方を含むその他の銀行には、2008年が第3の柱の開示の初年度となります。当初第3の柱の開示を開始しなかった銀行が先行者の経験から学ぶことは有意義なことです。

第3の柱が対象とする定性的ならびに定量的開示分野は以下のように要約されます:

- ・ 自己資本(capital adequacy)の枠組み適用の範囲
- ・ 資本構成と自己資本
- ・ 信用リスク(内部格付ベース(IRB)アプローチ採用行に対しては非常に広範な義務)
- ・ 証券化
- ・ 株式
- ・ 銀行勘定における金利リスク
- ・ オペレーショナルリスク(先進的測定アプローチ(AMA)採用行にはより煩瑣な要求)

さらに銀行は第2の柱の「自己資本充実度に関する内部評価プロセス」(ICAAP)に対する取り組み方に関する定性的説明をしなければなりません。しかしIFRS第7号と異なりバーゼルⅡは、流動性リスクに関する個別の開示を何も要求していません。

資本構成と自己資本に関する開示も、ICAAP に関する開示も連結対象をすべて含む組織に関する開示と、「重要」子会社に関する個別の開示が求められていることには留意しなければなりません。この要求は多数国において相当規模のオペレーションを有し国際業務に積極的な銀行にとり追加的負担となります。

第 3 の柱開示で求められるデータの多くは第 1 の柱のもとでの最低所要資本額に関する対当局報告に利用されなければならないのと同様に、第 3 の柱の開示はその性質上、第 1 の柱に関する準備作業で入手された情報を利用することが多い。とは言え銀行は、第 3 の柱開示プロセスの実施に求められる労苦を過小評価してはならないし、より重要なのは、この情報の公表に関連したコミュニケーションがもたらす戦略上の重要性を見落としてはなりません。

### 初期段階で強固なガバナンス構造を確立することは不可欠

第 3 の柱開示の準備をする銀行が最初に直面する課題は、開示プロセスに関するガバナンス構造を確立することです。銀行は多数の部署から構成されているので、第 3 の柱開示作成上の主要リスクの 1 つは、全体プロセスの責任部署の不在、重要利害関係者の参加の遅れ、あるいはその双方です。通常、第 3 の柱に関する実施プロジェクトの代表的な成功例は、CFO の指揮の下にあり、以下の部署がプロジェクト当初から参画してすべてのインプットが検討され、責任体制が定義されていることで特色付けられます：

- ・ 取締役会(正規の開示政策の承認を行わなければならない)
- ・ 財務および会計(通常、財務報告、対監督当局報告の第一義的責任を持つ)
- ・ リスク管理(通常第 3 の柱で開示すべきデータの多くを持つ)
- ・ IT(通常データ収集方法の設計、管理の責任を持つ)
- ・ 内部/外部監査人(開示が財務諸表に含まれるとか、財務諸表上のデータと整合的でなければならない場合)
- ・ 対外コミュニケーション/インベスター・リレーション(リスク管理関連コミュニケーション戦略を立案し、対市場報告の全分野間の情報の整合性を確認する)

### 第 3 の柱はデータならびにプロセス面に相当量の課題をもたらす

ガバナンス体制が構築できたならば、次の課題はデータ入手の道筋をつけ、その質を確保することです。ほとんどの場合、第 3 の柱の定性的、定量的開示データのおよそ 80% は第 1 の柱で収集したデータの利用が可能ですが、銀行が第 1 の柱の準備をした際に第 3 の柱の要求内容を予期していたわけではないので、データが簡単に取り出せて、市場開示用に整理されているとは限りません。さらに、期末および期中平均与信残高、貸倒引当金の増減、減損した貸出をはじめ多くの会計記録から得られるデータもあります。会計上の開示のための連結対象と第 3 の柱のため

の連結対象が一致しないこともプロセスを複雑化させかねません。保険業務がバーゼルⅡの対象から外されているのはその一例です。第3の柱の開示データの収集に体系的に取り組むことにより、所要データと実在データのギャップが明らかとなり、早期解決が可能となります。

データ確保に比べ、データの質も銀行が取り組むべき大きな問題です。歴史的にリスク管理プロセスで使われるリスクデータは行内での使用に限定されており、監査に耐える質に達していません。それはリスク管理と経営管理情報目的には90%とか95%の精度を持つデータで足りるということです。IFRS第7号による開示に用いられるデータの質がすでに著しい向上をみせています。この経験を踏まえて、多くの銀行がそれ以外のリスク管理データの質も改善させることが予想されます。

第3の柱は、開示の準備に関し適切なコントロールの存在を求めています。さらに銀行は独立した検証プロセスを持たねばなりません。これを監督上の要求事項としている国もあります。そのため、この機能を果たすための適切で独立性を持った人的資源を持たなければなりません。内部監査部署に適切な経験者がいれば、その人にこの役割を与えることは許されます。

証券取引委員会(SEC)の規定に従う立場にある銀行が、第3の柱の開示を財務諸表上あるいはSECファイリング上で行う場合には、サーベインズ・オックスレー法の規定もそれに適用されます。しかし、サーベインズ・オックスレー法とバーゼルⅡとの相互依存関係を完全に管理した銀行は世界中でまだほとんどありません。バーゼルⅡで要求される多くのコントロール(例えば、第1の柱におけるモデル検証プロセス、第2の柱におけるガバナンスと監視プロセス)がサーベインズ・オックスレー法の要求を充たすまでにはまだ長い道のりが残されていると予想されています。しかしながら、サーベインズ・オックスレー法でスプレッドシートとIT適用に対して要求されるコントロールはバーゼルⅡの目的上は十分に考慮されなかったようです。

## **銀行はリスク管理に関し首尾一貫した開示とコミュニケーション戦略を策定しなくてはならない**

このことは、第2の柱同様、第3の柱によりリスク管理、特にオペレーショナルリスク管理、に関する開示ボリュームが相当増加するため、おそらく銀行が検討すべき最も戦略的な問題です。これは金融商品の開示を規定するIFRS第7号が要求する開示とある程度一致しています。

第1図(文末参照)は、IFRS第7号と第3の柱とがかなり重複していることを示しています。特に信用リスクと市場リスクについては、ほとんどの定性的開示は、同一線上で扱うことが可能であり、実際そうすべきです。同様に、信用リスクエクスポージャーとバリューアットリスク(VAR)測定の実績分析のように、重複している定量的開示分野も相当数にのぼります。とは言っても、2つの開示の枠組みの間には差異も存在します。例えば、第3の柱は流動性リスクを対象とせず、IFRS第7号は

オペレーショナルリスクについて規定していません。

市場に対して一貫性を持ち、信頼性の高い報告を行うには、IFRS のリスク・資本管理の開示とそれに対応する第3の柱の報告との間に整合性がなければなりません。IFRS 第7号の次に、銀行は第3の柱等のリスク管理開示と、その他の市場開示、例えばセグメント報告、との整合性を確認しなければなりません。これは、リスク・資本管理とその結果に関して、監督当局・アナリスト・投資家が要求する、より整合的で理解の助けとなる情報提供を可能とするために重要なことです。開示の透明性を高めるアプローチにより銀行は精査の対象となるであろうが、この分野における自行の強みを明確に示すことができる銀行にとってこれが有利に働くことは明らかです。

リスク管理チームと経理チームが必ずしも効果的なコミュニケーションを行っているとは限らないことは経験の示すところです。第3の柱とIFRS 第7号の適用との関係では、両者のコミュニケーションが十分でないと、これらの要求事項へのコンプライアンスのコストを上昇させるおそれがあり、なお悪いことに、発信された情報が首尾一貫しないという結果を招きます。情報源が何であろうと、開示は首尾一貫しており、経営者の見方を反映したものでなければなりません。したがって、CEOの株主に対する発言から会計報告の脚注に至るまですべて、第3の柱の開示に沿って一貫したメッセージが伝えられることを要します。そのためには関係者全員の一致協力と、すでに述べたような強固なガバナンス構造が必要とされます。

さらに IR 部門が考慮する必要があるのは、バーゼルⅡに関し銀行が達成できた高度化のレベルが直ちに行外から見て取れることです。バーゼルⅠの場合はすべての銀行が同ルールの下にあり、部外者が関心を持つ唯一の計数は自己資本比率でした。バーゼルⅡの下でのアプローチには選択の幅があり、その内容も高度化しています。第3の柱の開示のもとでは、銀行がどのアプローチを選択したかは一目瞭然です。例えば、競争相手がより高度化したアプローチを採用している中で、もし A 銀行がより基礎的なアプローチを採用した場合の投資家とアナリストの反応はどのようなものになるのでしょうか。そのことは、競争相手と比較した A 銀行の高度化レベルとデータの質のレベルを物語っているのではないのでしょうか。

また、第3の柱の下で開示内容は著しく詳細になり、それをういて投資家、アナリスト、格付け機関が個別銀行のリスクを分析、比較できるようになりました。例えば、第3の柱の開示により、アナリスト等には個別銀行の重要データ(例、倒産確率(PD))を用いた他行比較が可能となります。その結果必然的に、資産の質、貸倒引当、リスク管理実務の堅実さ、開示データの信頼性に対する疑問が提起されようになるでしょう。

複雑さを増していくバーゼルⅡの数値説明の作業負担も過小評価してはなりません。適用初期で銀行がより高度なアプローチへの移行期にあり複数のアプローチが混在するような場合には特に注意を要します。投資家もアナリストも数値の不十分な理解に基づいて結論を出しがちです。例え

ば、IRB アプローチを採用した銀行にはリスク勘案後資産の計算に景気循環の影響が強く現われる要因が存在し、景気下降期には顧客の格付けは引下げられ、倒産確率の上昇が予想されます。その結果、リスクアセットが増大し、自己資本比率に対するプレッシャーとなります。このような状況下では、追加的な資本の調達は困難でしょう。

その上、Tier1 自己資本と自己資本比率の目標は、現行ルールのもとでは銀行間比較が可能ですが、バーゼルⅡのもとでは銀行が選択したアプローチにより比較できない場合もでてきます。例えば、基本的アプローチ採用銀行の Tier1 目標値 7%と IRB 採用銀行の 7%をどのように比較するか。

比較に関する同様の問題は、銀行所在国の監督当局がバーゼルⅡの規定から逸脱、特にバーゼルⅡよりも厳格な方向に逸脱することを選択した場合にも発生します。例えば、オーストラリアの場合、監督当局は居住用不動産を担保とする貸出に関するデフォルト時損失率(LDG)の下限を20%と設定しており(バーゼルの枠組みでは10%)、貸出に関する金利リスクをカバーする資本を第1の柱の最低所要資本に含めることを求めています。その結果オーストラリアの銀行の自己資本比率は、それ以外の銀行と比較して相対的に低くなりがちであり、誤解の原因となりかねません。

### 第3の柱実施プロセスの進め方

第3の柱の実施に必要な作業を過小評価してはなりません。銀行がこのプロジェクトを進める上で次に進むべき重要ステップは以下の通りです。

- ・ 強力な支援者(例えば CFO)の下で独立したプロジェクト組織を立ち上げる;
- ・ 開示の場所、頻度、対象範囲、重要性の定義等に関する第3の柱の政策決定を行う。監査済み年次報告書に掲載すべき情報とウェブサイト等其他情報媒体に掲載すべき情報を峻別することは大変難しい課題である;
- ・ グループ企業の場合、全連結対象を含むレベルでの連結での開示のほか、どのレベルで開示を行うかを決める;
- ・ 第1の柱のもとでの情報に加え、いかなる情報が必要か分析を行う;
- ・ バーゼルⅡのもとでの規制上の要求にくわえ、銀行内外にほかのいかなる開示義務があるかを分析する;
- ・ 第3の柱の開示内容と他の対外開示されるリスク・資本管理情報の内容の重複を分析する;
- ・ 第3の柱とその他開示要求に対応する開示のテンプレート(雛形)を作成する;
- ・ 必要データで既往システム中に存在するものを抜き出し、不足データを特定する;
- ・ データ収集、集計、報告のための IT システム体系を設計する;
- ・ 第3の柱開示に関する検証プロセスを構築する;

- ・ コミュニケーション戦略を定め、早い段階から IR チームを参加させる。
- ・ 開示内容を作成する。

以 上

## 第 1 図 IFRS 第 7 号と第 3 の柱の重複部分の分析

### IFRS 第 7 号だけが要求している開示

#### 流動性リスク

金融負債の期限とそのリスク管理

#### 貸借対照表と損益計算書

PL を通じた公正価値による金融資産・金融負債の分類と再分類

### IFRS 第 7 号と第 3 の柱において同一線上で扱うことが可能な部分

#### 市場リスク

バリューアットリスク分析

#### 信用リスク

リスクの性質(セクター、地理的分布)の開示と減損分析

#### その他

報告の対象範囲

所在地

頻度

資本に関する開示

### IFRS 第 7 号と第 3 の柱で同一アプローチ

重要性

### 第 3 の柱だけが要求している開示

#### オペレーショナルリスク

オペレーショナル・リスク対応した所要自己資本評価のためのアプローチ

#### 信用リスク

内部格付法を適用したポートフォリオの開示

#### 方針

開示要求に対応するための正式の方針

共通の開示は刷り合わせ可能であるが、開示政策決定は 2008 年では遅すぎる。

(以上第 1 図)